

解釈編 1章 用語の定義	1章 用語の定義	変更概要
<p><b>1-3 長屋の取扱い</b></p> <p>各戸において増築及び改築をする場合は、各戸をそれぞれ一の敷地に建つ一の建築物とみなし、それぞれ一の敷地に対して法に適合すれば、増築等を行うことができる。</p> <p><b>関連項目</b> 質疑応答編 2-5</p> <p><b>1-10 構造を異にする建築物の棟</b> [法第2条]</p> <p>【省略】</p> <p>1 主要構造部を耐火構造とした建築物の部分（以下「耐火構造の部分」という。）と主要構造部の全部又は一部を木造とした建築物の部分（以下「木造の部分」という。）が相接して一連（上下に接続している場合を除く。）になっていること。</p>	<p><b>1-3 長屋の取扱い</b></p> <p>各戸において増築及び改築をする場合は、各戸をそれぞれ一の敷地に建つ一の建築物とみなし、それぞれ一の敷地に対して法に適合<sup>*</sup>すれば、増築等を行うことができる。</p> <p><u><sup>*</sup> 一の敷地に対して法に適合とは、各戸において、接道要件や建蔽率、容積率等の法第3章に適合する場合をいう。</u></p> <p><b>関連項目</b> 質疑応答編 2-5</p> <p><b>1-10 構造を異にする建築物の棟</b> [法第2条]</p> <p>【省略】</p> <p>1 主要構造部を耐火構造とした建築物の部分（以下「耐火構造の部分」という。）と主要構造部の全部又は一部を木造とした建築物の部分（以下「木造の部分」という。）が相接して一連<sup>*</sup>（上下に接続している場合を除く。）になっていること。</p> <p><u><sup>*</sup> 主要構造部を耐火構造とした開放渡り廊下で建</u></p>	<p>一の敷地に対する法適合について記載</p> <p>一連について説明</p>

2 木造の部分と耐火構造の部分とが相接する境界は、耐火構造の壁又は煙感知器と連動して自動的に閉鎖する構造の特定防火設備とすること。

3 木造部分とその他の木造部分とは、延焼防止上有効に3m以上の距離を有し、かつ、お互いに防火上有効に遮断されていること。

建築物相互をつなぐこと

は、「相接して一連」に該当しない。

2 木造の部分と耐火構造の部分とが相接する境界は、耐火構造の壁又は煙感知器と連動して自動的に閉鎖する構造の特定防火設備とすること。

3 木造部分とその他の木造部分とは、延焼防止上有効に3m以上の距離を有し、かつ、お互いに防火上有効に遮断\*されていること。

\* 「お互いに防火上有効に遮断」

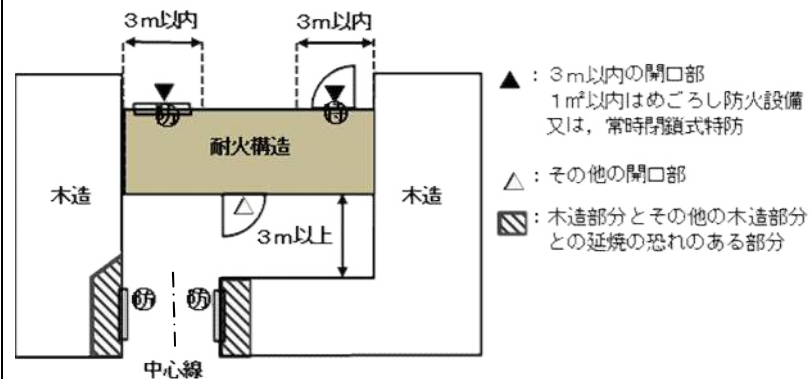
○ 耐火構造の壁により遮断されたもので、木造部分から水平距離3m以内の壁に開口部を設ける場合においては、その面積は、各々1㎡以内とし、かつ、法第2条第九号の二に規定する防火設備ではめごろし戸であるもの又は常時閉鎖式の特定防火設備を設けたもの。

○ 木造部分とその他の木造部分が軒庇で連続しないもの、または軒庇の軒裏の下地仕上げを不燃材料で作るもの。

○ 木造とその他の木造部分との延焼の恐れのある部分の開口部は法第2条第九号の二に規定する防火設備とすること

防火上有効の具体について記載

1-12 【新規追加】



1-12 サービス付き高齢者向け住宅 [法別表第1, 法別表第2, 市条例第9条]

「サービス付き高齢者向け住宅」については、以下のとおりとする。

(1) 老人福祉法第29条の規定による有料老人ホームに該当するものは、

老人ホームと扱う。

(2) 老人福祉法上の有料老人ホームに該当しないものは、計画に応じて共同住宅又は寄宿舍と扱う。

1-13 【新規追加】

1-13 竪穴区画適用外の一戸建ての住宅 [令第112条第9項二号]

令第112条第9項二号に規定する一戸建て住宅として扱う兼用住宅は主たる用途は住宅であり、以下の全てを満足するものをいう。

1 延べ面積の1 / 2以上を居住の用に供していること。

2 構造的（別棟でない、意匠1棟）、機能的（自動車車庫を除き屋内で行き来がある等）に一体となっていて、用途的に分離しがたいものであること。

—  
関連項目 質疑応答編3-5

建築物の防火避難規定の解説「店舗等3階建て兼用住宅の縦穴区画」

解釈編 4章 避難施設・階段	解釈編 4章 避難施設・階段	変更概要
<p>4-4 敷地内の通路 [令第128条]</p> <p>令第128条に規定する敷地内通路<u>で</u>、以下の各号に該当する場合は、建築物の部分に設けることができる。</p> <p>1 通路部分は、外気に十分開放され、幅員有効1.5m以上（柱や避難上有効なバルコニーに設けられたハッチからのタラップ等の障害物を除く有効幅員。）確保されていること。</p> <p>【省略】</p> <p>7 次のいずれにも該当するものについては、通路部分をトンネルとすることができる。この場合においては、1の規定中、開放性の規定については適用しない。</p> <p>(1) <u>階段</u>から道路が見通せること。</p> <p>【以下省略】</p>	<p>4-4 敷地内の通路 [令第128条]</p> <p>令第128条に規定する敷地内通路<u>は屋外の屋根等のない通路が原則であるが</u>、以下の各号に該当する場合は、建築物の部分に設けることができる。</p> <p>1 通路部分は、外気に十分開放<sup>※</sup>され、幅員有効1.5m以上（柱や避難上有効なバルコニーに設けられたハッチからのタラップ等の障害物を除く有効幅員。）確保されていること。<u>(図1)</u></p> <p><u>※ 外気に十分開放：通路の外気に面する部分全面が開放（ピロティー形状）されているものをいう。(図2)</u></p> <p>【省略】</p> <p>7 次のいずれにも該当するものについては、通路部分をトンネルとすることができる。この場合においては、1の規定中、開放性の規定については適用しない。</p> <p>(1) <u>当該トンネル部分を避難経路とする屋外避難階段又は令125条第1項の出口</u>から道路が見通せること。</p> <p>【以下省略】</p>	<p>敷地内通路の外気に十分開放について具体説明</p> <p>令125条からの出口も追加</p>

4-5 維持管理上常時鎖錠状態にある出入口 [令第 125 条の 2 第 1 項第 3 号]

くぐり戸のない電動シャッターは、「維持管理上常時鎖錠状態にある出口」には該当しない。したがって、別に扉等の出口が必要である。

4-5 維持管理上常時鎖錠状態にある出口 [令第 125 条第 1 項, 令第 125 条の 2 第 1 項第 3 号]

電動シャッター又は重量シャッター等により鎖錠状態になる部分は、令第 125 条の 2 に規定する維持管理上常時鎖錠状態\*にある出口には該当しない。

したがって、避難の用に供する場合は、シャッターに併設して別の避難可能な出口を設ける必要がある。

※維持管理上常時鎖錠状態にあるとは、建築物内に人が存する時に、鎖錠状態にあるものをさし、建築物内に人が存しない場合のみに鎖錠する防犯上等のシャッターは対象外。

解りにくいため修正

解釈編 7章 道路と敷地 (旧)	解釈編 7章 道路と敷地 (新)	変更概要
<p><b>7-3 長屋の敷地内の通路</b> [市条例第8条]</p> <p>長屋の敷地内の通路とは、建築物の出入口のある壁面に接する部分の通路のことをいう。出入口には玄関前のアルコーブ及びポーチへの入り口も含まれる。</p> <p>なお、出入口から道路までの通路において避難上通行の支障がないもの（1階部分のけらば及び軒先並びに2階部分のけらば、軒先及び出窓等で、避難上通行の支障がない高さに設けるもの）は、通路に突出することができる。</p> <p>【以下省略】</p>	<p><b>7-3 長屋の敷地内の通路</b> [市条例第8条]</p> <p>長屋の敷地内の通路とは、建築物の出入口のある壁面に接する部分の通路のことをいう。出入口には玄関前のアルコーブ及びポーチへの入り口も含まれる。</p> <p>なお、出入口から道路までの通路において避難上通行の支障がないもの（1階部分のけらば及び軒先並びに2階部分のけらば、軒先、出窓及び張り出しバルコニー等で、避難上通行の支障がない高さに設けるもの）は、通路に突出することができる。</p> <p><u>また、敷地内の通路上に設ける門扉については、有効開口幅が市条例第8条により要求される敷地内の通路の幅員以上であり、かつ避難上支障のない構造*とすること。</u></p> <p><u>* 地盤面から2.1m（非常用進入口の通路を兼ねる場合は4m）以内に門扉以外の建築物又は工作物がないこと。</u></p> <p>【以下省略】</p>	

解釈編 8章 用途地域	解釈編 8章 用途地域	変更概要																																																								
<p><b>8-3 社会福祉関連施設の用途規制</b> 〔法別表2(イ)項第6号, 第9号, (ハ)項第4号〕 <b>【省略】</b> 3 (ハ)項第4号に規定する老人福祉センター, 児童厚生施設その他これらに類するものとは, 騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがない集会, 通園施設をいう。 例: 老人福祉センター, 児童更生施設, 授産施設 (非入居), 身体障害者授産施設 (非入居), 身体障害者福祉センター, 補装具製作施設, 視聴覚障害者情報提供施設, 知的障害者授産施設 (非入居), 精神障害者授産施設 (非入居) 他</p> <p>※上記に記載のない施設については, 利用形態に応じた判断を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">例 示</th> <th style="width: 5%;">一 種 低 層</th> <th style="width: 5%;">二 種 低 層</th> <th style="width: 5%;">一 種 中 高 層</th> <th style="width: 5%;">二 種 中 高 層</th> <th style="width: 5%;">一 種 住 居</th> <th style="width: 5%;">二 種 住 居</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人ホーム, 身体障害者福祉ホーム等</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>老人福祉センター, 児童更生施設等 (延床面積 600㎡以内)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>老人福祉センター, 児童更生施設等</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	例 示	一 種 低 層	二 種 低 層	一 種 中 高 層	二 種 中 高 層	一 種 住 居	二 種 住 居	老人ホーム, 身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	老人福祉センター, 児童更生施設等 (延床面積 600㎡以内)	○	○	○	○	○	○	老人福祉センター, 児童更生施設等	×	×	○	○	○	○	<p><b>8-3 社会福祉関連施設の用途規制</b> 〔法別表2(イ)項第6号, 第9号, (ハ)項第4号〕 <b>【省略】</b> 3 (ハ)項第4号に規定する老人福祉センター, 児童厚生施設その他これらに類するものとは, 騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがない集会, 通園施設をいう。 例: 老人福祉センター, 児童厚生施設, 授産施設 (非入居), 身体障害者授産施設 (非入居), 身体障害者福祉センター, 補装具製作施設, 視聴覚障害者情報提供施設, 知的障害者授産施設 (非入居), 精神障害者授産施設 (非入居), <u>放課後等デイサービス</u>, 他</p> <p>※上記に記載のない施設については, 利用形態に応じた判断を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">例 示</th> <th style="width: 5%;">一 種 低 層</th> <th style="width: 5%;">二 種 低 層</th> <th style="width: 5%;">一 種 中 高 層</th> <th style="width: 5%;">二 種 中 高 層</th> <th style="width: 5%;">一 種 住 居</th> <th style="width: 5%;">二 種 住 居</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人ホーム, 身体障害者福祉ホーム等</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>老人福祉センター, 児童厚生施設等 (延床面積 600㎡以内)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>老人福祉センター, 児童厚生施設等 (<u>延床面積 600㎡超え</u>)</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	例 示	一 種 低 層	二 種 低 層	一 種 中 高 層	二 種 中 高 層	一 種 住 居	二 種 住 居	老人ホーム, 身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	老人福祉センター, 児童厚生施設等 (延床面積 600㎡以内)	○	○	○	○	○	○	老人福祉センター, 児童厚生施設等 ( <u>延床面積 600㎡超え</u> )	×	×	○	○	○	○	<p>修正 よく質問のある放課後等デイサービスについて記載</p>
例 示	一 種 低 層	二 種 低 層	一 種 中 高 層	二 種 中 高 層	一 種 住 居	二 種 住 居																																																				
老人ホーム, 身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○																																																				
老人福祉センター, 児童更生施設等 (延床面積 600㎡以内)	○	○	○	○	○	○																																																				
老人福祉センター, 児童更生施設等	×	×	○	○	○	○																																																				
例 示	一 種 低 層	二 種 低 層	一 種 中 高 層	二 種 中 高 層	一 種 住 居	二 種 住 居																																																				
老人ホーム, 身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○																																																				
老人福祉センター, 児童厚生施設等 (延床面積 600㎡以内)	○	○	○	○	○	○																																																				
老人福祉センター, 児童厚生施設等 ( <u>延床面積 600㎡超え</u> )	×	×	○	○	○	○																																																				



解釈編 9章 面積・高さ・空地	解釈編 9章 面積・高さ・空地	変更概要
<p>9-1 床面積・建築面積の算定方法 [令第2条第1項第2号, 第3号]</p> <p>【省略】                      &lt;横格子・ルーバー等の場合&gt;</p> <p>【省略】                      &lt;部分的に設ける防風スクリーンの場合&gt;</p> <p>【省略】                      【条件】</p> <p>(1) 防風スクリーンの材質 . . . 不燃材料                      (2) 全体の開放性 . . . <math>\frac{W_n \times h}{3} &gt; (W_c \times H)</math>                      (3) <math>W_s \leq 2m</math> かつ <math>W_n \geq 1m</math>                      (4) <math>B \leq 0.3m</math>                      (5) <math>(0.8m - B) \times (W - W_s \text{の合計}) \geq A/50</math>                      (6) <math>W_n</math> 部分にルーバー等がないこと</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>H : 天井高さ                          Lbs : 防風スクリーンの高さ                          Ws : 防風スクリーン設置幅                          Wn : 防風スクリーン間の距離                          Wc : 当該階の廊下に面する長さ                          W : 開放廊下等の幅                          A : 廊下等へ排煙する当該階の居室の床面積</p> </div>	<p>9-1 床面積・建築面積の算定方法 [令第2条第1項第2号, 第3号]</p> <p>【省略】                      &lt;横格子・ルーバー等の場合&gt; <u>(開放部分は、腰壁より上部に限る。)</u></p> <p>【省略】                      &lt;部分的に設ける防風スクリーン <u>(玄関前に限る。)</u> の場合&gt;</p> <p>【省略】                      【条件】</p> <p>(1) 防風スクリーンの材質 . . . 不燃材料                      (2) 全体の開放性 . . . <math>\frac{(W_n \text{の合計}) \times h}{3} &gt; (W_c \times H)</math>                      (3) <math>W_s \leq 2m</math> かつ <math>W_n \geq 1m</math>                      (4) <math>B \leq 0.3m</math>                      (5) <math>(0.8m - B) \times \{W - (W_s \text{の合計})\} \geq A/50</math>                      (6) <math>W_n</math> 部分にルーバー等がないこと</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>H : 天井高さ                          Lbs : 防風スクリーンの高さ                          Ws : 防風スクリーン設置幅                          Wn : 防風スクリーンの設置がない長さ                          Wc : 当該階の廊下に面して接する外壁長さ                          W : 開放廊下等の長さ                          A : 廊下等へ排煙する当該階の居室の床面積</p> </div>	<p>ルーバー等を設置できる範囲を明記</p> <p>修正</p>

【以下省略】

9-3 建築面積の敷地面積に対する割合の緩和

〔法第 53 条第 3 項第 2 号, 市細則第 15 条〕

【省略】

3 河川は, 河川法に基づいて管理されている河川及び国有水路等をいい, その幅員には, 管理用通路を含むものとする。

4 線路敷は, その他これらに類するものに含む。(駅構内等建築物・工作物が存しない部分に限る。)

9-6 里道・水路等の空地による緩和 [法第 2 条第 6 号, 令第 20 条第 2 項第 1 号, 令第 128 条, 令第 34 条第 1 項, 第 2 項, 令第 135 条の 3 第 1 項第 1 号, 令第 135 条の 4 第 1 項第 1 号, 令第 135 条の 12 第 1 項第 1 号]

	里道・農道等 (公共団体が所有・管理)	水路・都市下 水路等(公共 団体が所 有・管理)	水面(河川)	線路敷*2	公園・ *3
1 採光	△	△	△	△	△
2 延焼のおそれ のある部分	△ 道路に 準ずる	△ 道路に 準ずる	— 面する部分 すべて	— 面する部分 すべて	— 面する 全
3 道路斜線*1	○	○	○	○	○

【以下省略】

9-3 建築面積の敷地面積に対する割合の緩和

〔法第 53 条第 3 項第 2 号, 市細則第 15 条〕

【省略】

3 川は, 河川法に基づいて管理されている河川及び国有水路等をいい, その幅員には, 管理用通路を含むものとする。

4 水利組合が管理する農業用水路は, その他これらに類するものに含む。

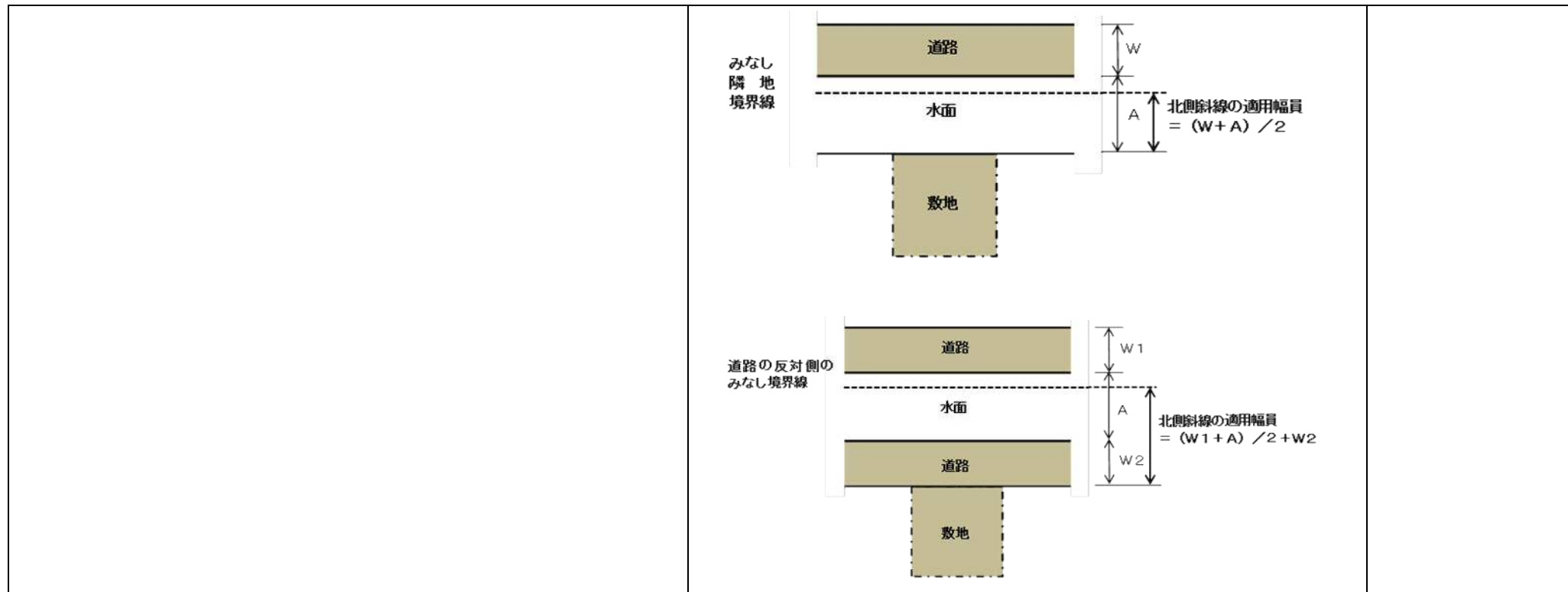
5 線路敷は, その他これらに類するものに含む。(駅構内等建築物・工作物が存しない部分に限る。)

9-6 里道・水路等の空地による緩和 [法第 2 条第 6 号, 令第 20 条第 2 項第 1 号, 令第 128 条, 令第 34 条第 1 項, 第 2 項, 令第 135 条の 3 第 1 項第 1 号, 令第 135 条の 4 第 1 項第 1 号, 令第 135 条の 12 第 1 項第 1 号]

	里道・農道等 (公共団体が所有・管理)	水路・都市下 水路等*2	水面(河川)	線路敷*3	公園・ *4
1 採光	△	△	△	△	△
2 延焼のおそれ のある部分	△ 道路に 準ずる	△ 道路に 準ずる	— 面する部分 すべて	— 面する部分 すべて	— 面する 全
3 道路斜線*1	○	○	○	○	○

水利組合の農業用水路を追記

<table border="1"> <tr> <td>3 道路斜線 (2A) *1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4 隣地斜線</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△*</td> </tr> <tr> <td>5 北側斜線</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>6 日影規制</td> <td>△*5</td> <td>△*5</td> <td>△*5</td> <td>△*5</td> <td>×</td> </tr> </table>	3 道路斜線 (2A) *1	○	○	○	○	○	4 隣地斜線	△	△	△	△	△*	5 北側斜線	△	△	△	△	×	6 日影規制	△*5	△*5	△*5	△*5	×	<table border="1"> <tr> <td>3 道路斜線 (2A) *1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4 隣地斜線</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△*</td> </tr> <tr> <td>5 北側斜線</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>6 日影規制</td> <td>△*6</td> <td>△*6</td> <td>△*6</td> <td>△*6</td> <td>×</td> </tr> </table>	3 道路斜線 (2A) *1	○	○	○	○	○	4 隣地斜線	△	△	△	△	△*	5 北側斜線	△	△	△	△	×	6 日影規制	△*6	△*6	△*6	△*6	×	<p>水路等の外側に道路がある場合の図を記入</p>
3 道路斜線 (2A) *1	○	○	○	○	○																																													
4 隣地斜線	△	△	△	△	△*																																													
5 北側斜線	△	△	△	△	×																																													
6 日影規制	△*5	△*5	△*5	△*5	×																																													
3 道路斜線 (2A) *1	○	○	○	○	○																																													
4 隣地斜線	△	△	△	△	△*																																													
5 北側斜線	△	△	△	△	×																																													
6 日影規制	△*6	△*6	△*6	△*6	×																																													
<p>○：全幅が緩和対象， △：全幅の半分が緩和対象， ×：緩和対象とせず</p> <p>*1：道路の反対側にある場合に限る。</p> <p>*2：高架線路敷（駅舎がある場合を除く。）については，高架下の利用状況に関わらない。 (建築物がある場合を含む。)</p> <p>*3：公園については，都市公園法による公園に限る。ただし，都市計画公園で事業認可されており空地となっているものや，開発行為による帰属公園については，緩和の適用ができる。</p> <p>*4：都市公園法施行令第2条第1項第1号に規定する都市公園（街区公園）を除く。</p> <p>*5：当該道路，水面，線路敷その他これらに類するものの幅が10mを超えるときは，当該空地等の反対側の境界線から当該敷地の側に水平距離5mの線を敷地境界線とみなす。</p>	<p>○：全幅が緩和対象， △：全幅の半分が緩和対象， ×：緩和対象とせず</p> <p>*1：道路の反対側にある場合に限る。</p> <p>*2：公共団体が所有・管理するもの及び水利組合が管理する農業用水路に限る。</p> <p>*3：高架線路敷（駅舎がある場合を除く。）については，高架下の利用状況に関わらない。 (建築物がある場合を含む。)</p> <p>*4：公園については，都市公園法による公園に限る。ただし，都市計画公園で事業認可されており空地となっているものや，開発行為による帰属公園については，緩和の適用ができる。</p> <p>*5：都市公園法施行令第2条第1項第1号に規定する都市公園（街区公園）を除く。</p> <p>*6：当該道路，水面，線路敷その他これらに類するものの幅が10mを超えるときは，当該空地等の反対側の境界線から当該敷地の側に水平距離5mの線を敷地境界線とみなす。</p> <p><u>○水路，水面の外側に連続して道路がある場合は，道路幅を含んで，水路，水面の幅とする。</u></p> <p>以下例</p>																																																	



解釈編 10章 不燃・耐火・防火構造・防火区画	解釈編 10章 不燃・耐火・防火構造・防火区画	変更概要
<p>10-4 令第117条第2項区画の配管貫通について〔令第117条第2項〕</p> <p>令第117条第2項に規定されている区画には、原則として開口部や配管等の貫通は認められない。ただし、「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて（通知）」（平成7年3月31日消防予53号）の令8区画を貫通する配管についての取扱事項に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>なお、「令8区画」とは消防法施行令第8条に規定する区画のことである。</p> <p>10-5 特殊な形式の倉庫 【省略】</p> <p>(2) 床面積の合計の算定 ア 法第3章（第5節（防火地域）を除く。）の規定を適用する場合の床面積の合計の算定については、当該部分の高さ5mごとに床があるものとして算定する。</p> <p>【以下省略】 【新規追加】</p>	<p>10-4 令第117条第2項第1号区画の配管貫通について〔令第117条第2項第1号〕</p> <p>令第117条第2項第1号に規定されている区画には、原則として開口部や配管等の貫通は認められない。ただし、「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて（通知）」（平成7年3月31日消防予53号）の令8区画を貫通する配管についての取扱事項に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>なお、「令8区画」とは消防法施行令第8条に規定する区画のことである。</p> <p>10-5 特殊な形式の倉庫 【省略】</p> <p>(2) 床面積の合計の算定 ア 法第3章（第5節（防火地域）を除く。）の規定を適用する場合の床面積の合計の算定については、当該部分の高さ5mごとに床があるものとして算定する。</p> <p><u>なお、ラック式倉庫以外の倉庫に新たにラックを設置してラック式倉庫とする場合又は既存のラック式倉庫のラック高さを高くした場合に、上記の規定により床面積が増加した場合は増築と扱わない。</u></p> <p><u>ただし、法第3章の規定に適合しなければならない。</u></p> <p>【以下省略】</p>	<p>条ずれ修正</p> <p>ラック式倉庫の増築に関する扱いを追記</p>

10-8 防火上主要な間仕切り壁について

[令第114条第2項]

1 旅館等※とその他の用途（長屋等）と区画する壁は、防火上主要な間仕切り壁に該当する。

したがって、長屋等の用途を変更して旅館等にする場合、旅館等と長屋等を区画する界壁は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏まで隙間なく区画する必要がある。

2 建築物の延べ面積が200㎡以下の旅館等※の宿泊室と廊下との間の間仕切り壁は防火上主要な間仕切り壁に該当しない。

ただし、宿泊室の相互の壁で、3室以下かつ100㎡に区画する壁は該当する。

※ 旅館等：旅館・ホテル、児童福祉施設等、寄宿舎、学校、病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）

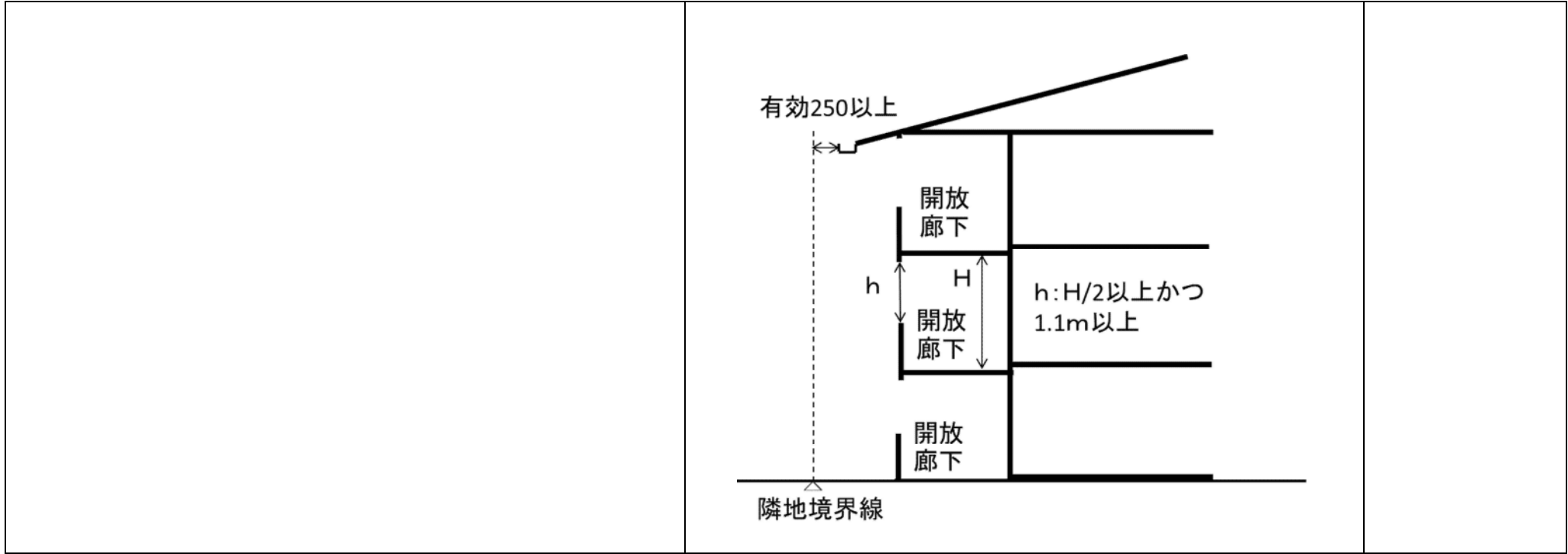
関連項目 質疑応答編2-36

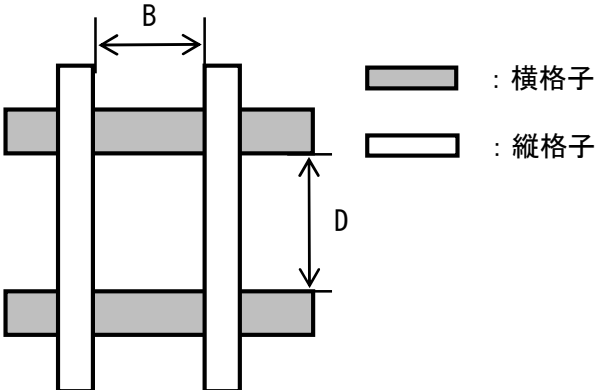
建築物の防火避難規定の解説「防火上主要な間仕切り壁」

10-9 木造3階建て共同住宅等の直接外気に開放された廊下等について [法第27条 平27告255号]

平27告255号第1に規定する、直接外気に開放された廊下、階段その他の通路とは、隣地境界線から有効250mm以上の空気が確保されているものをいう。

【新規追加】



解釈編 1 1 章 日影規制	解釈編 1 1 章 日影規制	変更概要
<p>11-1 高さの算定 [法第 56 条の 2, 法別表第 4, 令第 2 条第 1 項]                      【省略】                      【追加】</p>	<p>11-1 高さの算定 [法第 56 条の 2, 法別表第 4, 令第 2 条第 1 項]                      【省略】  <u>上記縦型格子と横型格子を組み合わせ、柵型格子にする場合に上記条件を満足するとともに、B, D の値が 10 c m 未満の時は、それぞれ、10cm 以上とする。</u></p> 	<p>柵型格子を追加</p>